

# 交通事故など第三者行為で 保険証を使う場合は



# 必ず、国民健康保険・

# 後期高齢者医療の窓口へ届出を！

交通事故などの第三者行為が原因のケガなどは、本来その治療費を加害者が負担しなければなりません。

国民健康保険での診療を受けることもできますが、同時に必ず傷病届を提出することが法令により義務付けられています。

## こんなときは国保で治療は受けられません！

- ◆勤務中や通勤途中での事故→労災保険の対象となります。
- ◆不法行為（飲酒運転など）による事故→給付制限の対象になることがあります。（無免許運転や故意の事故、犯罪行為・法令違反の場合など）
- ◆示談を済ませてしまったとき→国保・後期に相談なく示談を済ませてしまうと、国保・後期が使えなくなる場合があります、その場合は被害者へ医療費を請求する場合がありますので、ご注意ください。